

吉野川市監査委員公表第3号

令和7年度財政的援助団体等監査結果に基づき講じた措置の内容について、吉野川市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり当該措置の内容を公表する。

令和8年4月24日

吉野川市監査委員 乾 郁 夫
吉野川市監査委員 枝 澤 幹 太

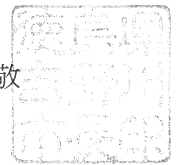




08吉総第23号
令和8年4月10日

吉野川市監査委員 乾 郁 夫 様
吉野川市監査委員 枝 澤 幹 太 様

吉野川市長 原 井 敬



令和7年度財政的援助団体等監査の結果に係る
指摘事項に対して講じた措置について（通知）

令和8年3月24日付け吉監査第89号で提出のありました件について、地方自治法
第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

令和7年度財政的援助団体等監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について

部署等名	指摘事項	措置の内容
特定非営利活動法人Tane	<p>ア 吉野川市中山間地域交流拠点施設条例施行規則では「交流拠点施設の利用の許可を受けようとする者は、中山間地域交流拠点施設利用許可申請書を提出しなければならない」旨定めているが、利用者が申請書を提出していなかった。</p> <p>イ 吉野川市中山間地域交流拠点施設及び吉野川市ふれあい公園指定管理者令和6年度協定書では、施設賠償責任保険の加入について規定されているが、実際の契約内容を確認したところ、公園に係る補償額が協定書の基準を満たしていなかった。</p>	<p>指摘事項のアについては、利用者の利便性向上のため、提出を省略する運用を一部行っていたようですが、今後は当該施行規則で定められている事務処理を遵守するよう指導を行いました。</p> <p>指摘事項のイについては、錯誤により公園に係る補償額が協定書の基準を満たしていませんでしたが、現在は満たしています。</p>
学校法人鴨島学園	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項では、「避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない」旨定めているが、実施できていない月があった。</p>	<p>利用者の参加による避難及び消火に対する訓練を毎月一回以上行うよう徹底します。</p>
株式会社FC徳島	<p>ア 児童館管理業務の適正な実施を確保するためには、管理経費の収支状況を正確に把握し、報告する必要があるが、支出に係る会計年度の誤りや現金出納帳と資金収支決算書における科目別の合計額に不一致が生じていた。</p> <p>イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項では、「避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない」旨定めているが、実施できていない月があった。</p>	<p>指摘事項のアについては、児童館管理業務の支出に係る会計年度の見直しを行うとともに、現金出納帳と資金収支決算書における科目別の合計額に不一致が生じないよう適正な会計管理を徹底します。</p> <p>指摘事項のイについては、利用者の参加による避難及び消火に対する訓練を毎月一回以上行うよう徹底します。</p>
こども未来課	<p>児童館管理業務の適正な実施を確保するためには、管理経費の収支状況を正確に審査する必要があるが、支出に係る会計年度の誤りや現金出納帳と資金収支決算書における科目別合計額の不一致を審査できていなかった。</p>	<p>児童館管理業務の支出に係る会計年度の収支状況を把握し、現金出納帳と資金収支決算書における科目別の合計額が一致しているかなどの審査を徹底し、会計管理の状況を正確に把握するよう努めます。</p>